

2020年2月27日

会員企業 各位

日本医療用縫合糸協会  
会長 中島 孝夫

平素より当協会の運営につきましては、格別のご高配をたまわり、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症関連につきましては、本日の首相官邸で開かれた会合で安倍晋三首相の表明を受け、日本医療用縫合糸協会として、下記の対応といたします。

会員企業の皆様におかれましては、事案の重要性にかんがみ、ご協力のほどをお願いいたします。

#### 【安倍首相の表明】

「多数の方が集まるような全国的なスポーツ、文化イベントは大規模な感染リスクがある」と述べ、今後2週間はイベントの中止や延期、規模縮小を政府として要請する方針を表明

#### 【日本医療用縫合糸協会の対応方針】

日本医療用縫合糸協会の主催する、会合・イベントについては、**本日から3月15日までの約2週間は、原則中止または延期するものとする。**

やむを得ず実施する場合は、感染拡大の防止の観点から、感染機会を減らすための工夫（手洗いの奨励、アルコール消毒薬の使用、風邪のような症状のある方は参加しない、マスクの着用等）を実施する。

なお、これまでの経緯等については、当協会のホームページに掲載いたしますので、ご参照ください

- ① 2月21日付、厚労省から医機連あてのイベント開催の取り扱いの事務連絡
- ② 2月21日付、医機連から正会員団体向けの連絡

以上

事務連絡  
令和2年2月21日

一般社団法人日本医療機器産業連合会会長 御中

厚生労働省 医薬・生活衛生局 医療機器審査管理課

### 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえたイベント開催の取扱い等について

新型コロナウイルス感染症については、1月15日に初めての国内発生事例が確認されて以降、国内の感染者（チャーター便帰国者とクルーズ船の乗員・乗客を除く。2月20日時点）は90名を超え、さらには感染経路が特定出来ない可能性のある症例が複数認められる状況です。

こうした中、先般の新型コロナウイルス感染症対策本部（令和2年2月18日）における総理からの指示を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（同年2月19日）で議論を行い、昨日の記者会見において、厚生労働大臣からイベントの開催の取扱い等についての考え方を、別紙のとおり示しました。

つきましては、内容を御了知の上、関係団体・関係機関等への周知を行っていただき、各種イベント開催に当たって検討の参考としていただきますようお願いいたします。

## イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ

令和2年2月20日

新型コロナウイルスの感染の拡大を防ぐためには、今が重要な時期であり、国民や事業主の皆様方のご協力をお願いいたします。

最新の感染の発生状況を踏まえると、例えば屋内などで、お互いの距離が十分にとれない状況で一定時間いることが、感染のリスクを高めるとされています。

イベント等の主催者においては、感染拡大の防止という観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討していただくようお願いいたします。なお、イベント等の開催については、現時点で政府として一律の自粛要請を行うものではありません。

また、開催にあたっては、感染機会を減らすための工夫を講じていただきたい。例えば、参加者への手洗いの推奨やアルコール消毒薬の設置、風邪のような症状のある方には参加をしないよう依頼をすることなど、感染拡大の防止に向けた対策の準備をしていただきたい。

国民の皆様においては、風邪のような症状がある場合は、学校や仕事を休み、外出を控えるとともに、手洗いや咳エチケットの徹底など、感染拡大防止につながる行動にご協力をお願いいたします。特に高齢の方や基礎疾患をお持ちの方については、人込みの多いところはできれば避けていただくなど、感染予防に御注意いただくよう、お願いいたします。

そのためには、学校や企業、社会全体における理解に加え、生徒や従業員の方々が休みやすい環境整備が大切であり、テレワークや時差通勤も有効な手段であります。関係の皆様のご協力をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや重症度を見ながら適宜見直すこととしています。

正会員団体会長 各位

(一社) 日本医療機器産業連合会  
会長 松本 謙一

当連合会の運営につきましては、日頃より格別のご高配をたまわり、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症関連の対応につきましては、既に貴団体並びに貴団体加盟各企業において、適宜、所要の検討・取組を進めておられるものと拝察いたします。

当連合会におきましても、これまで経済産業省、厚生労働省からの情報や依頼を受ける都度、これらを貴団体にご連絡し、加盟企業への周知のお願いなどを行ってきているところですが、事案の重要性にかんがみまして、特に留意が必要と考えられる事項について、あらためて下記のとおりご連絡申し上げます。

具体的な検討・取組につきましては、各団体・企業のご事情等に照らして進められることが肝要と存じますが、その際の参考としていただければ幸甚です。

#### 記

- 感染防止の観点から、石けんやアルコール消毒液などによる手洗い、咳エチケット、適度な湿度の保持などが呼び掛けられていること。
- 発熱等の風邪症状が見られるときは、会社等を休み外出を控えることなどが呼び掛けられていること。
- 一定の症状があるときは、まず「帰国者・接触者相談センター」に相談し、同センターから専門の「帰国者・接触者外来」を紹介された場合には、その医療機関を受診することとされていること。
- 多くの方が集まるイベント等に参加する場合も、咳エチケットや頻繁な手洗いなどを心がけることが呼び掛けられていること。
- イベント等の主催者には、感染拡大の防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するとともに、開催に当たっては、感染機会を減らすための工夫（例：参加者への手洗いの奨励、アルコール消毒薬の設置、風邪のような症状のある方には参加しないよう依頼することなど）を講じるよう呼び掛けられていること。

以上

## 【関連資料】

イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00002.html)

(新型コロナウイルス感染症対策本部 (第11回) : 首相官邸ホームページ)

従業員の方が休みやすい環境整備に向けて (協力依頼)

[https://www.kantei.go.jp/jp/98\\_abe/actions/202002/18corona.html](https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/202002/18corona.html)

(新型コロナウイルスについての相談・受診の目安)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596905.pdf>

(新型コロナウイルスを防ぐには)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596861.pdf>

(新型コロナウイルスに関するQ&A (企業の方向け))

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html)

(新型コロナウイルス感染症について (厚労省HP))

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

<電話相談窓口について>

・厚生労働省の電話相談窓口

電話番号：0120-565653 (フリーダイヤル)

・受付時間：9時00分～21時00分 (土日・祝日も実施)

※2月7日(金)9時より新しい番号(フリーダイヤル)となりました。

・聴覚に障害のある方をはじめ、電話での御相談が難しい方に向けて、FAX(03-3595-2756)でも受付を開始しましたのでお知らせ致します。

○都道府県・保健所等による電話相談窓口

各都道府県が公表している、新型コロナウイルスに関するお知らせや保健所等による電話相談窓口のページをまとめました。

リンク先にて、随時情報が更新されています。ぜひご確認ください。

(2月9日時点)

[https://www.kantei.go.jp/jp/pages/corona\\_news.html](https://www.kantei.go.jp/jp/pages/corona_news.html)

(首相官邸HP)

○帰国者・接触者相談窓口一覧

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html)

○都道府県労働局の相談窓口について

各都道府県労働局のページ別ウィンドウ

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000595819.xlsx>